

8 保健・医療にかかる人権課題

HIV感染者やエイズ発症者、ハンセン病元患者、難病患者、感染症患者のほか、保健・医療サービスを受けるすべての人々に対する偏見や差別など、権利侵害をなくすることが重要です。

(1) 感染症などについての正しい知識・理解の普及

エイズウィルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する誤った知識による偏見や差別があります。患者やその家族等が偏見や差別で苦しむことのないよう、正しい知識と理解の普及が必要です。

【主な取組みの方向】

疾病についての正しい知識・理解を普及させます。特にハンセン病患者については、歴史的な経緯を理解し、その反省に立った人権施策を促します。

(2) 保健・医療サービス等の充実

HIV感染者やエイズ発症者、ハンセン病患者、難病患者等への保健・福祉・医療等のサービスの充実、検査・相談体制の拡充が必要です。

【主な取組みの方向】

HIV感染者やエイズ発症者、ハンセン病患者、難病患者等への保健・福祉・医療等のサービスについて積極的に周知をします。また、保健・福祉・医療等のサービスの充実について、特にHIV・エイズ等については、検査・相談体制をさらに拡充するよう関係機関へ働きかけます。

(3) 保健・医療における人権擁護

患者の権利を尊重した保健・医療サービスが提供されるための様々な取組み（インフォームド・コンセント^{※15}、セカンド・オピニオン^{※16}、保健・医療分野における苦情・紛争解決機関等）が必要です。

【主な取組みの方向】

患者の権利を尊重した保健・医療サービスが提供されるための様々な取組みを促します。また、保健・医療サービスに携わる人々へ、患者の人権向上に向けた取組みも併せて促します。

※15 インフォームド・コンセント

患者が医療行為等を受ける場において、治療や実験等の内容についてよく説明を受け理解した上でそれに同意することです。

※16 セカンド・オピニオン

患者が医療行為等を受けるときに、主治医以外の他の医師に専門家としての意見を求めることです。両者はいずれも、患者の自己決定を支援する取組みと言えます。